



JASDAQ

平成 23 年 6 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 p a p e r b o y & c o .
代表者名 代表取締役社長 佐藤 健太郎
(コード番号：3633)
問合せ先 取締役
兼経営管理本部長 久保田 文之
TEL (03) 5456-3021

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス体制の整備に努める。
コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため従業員に対するコンプライアンス教育を実施する。
内部監査室によりコンプライアンス体制の有効性について監査が行われるとともに、コンプライアンス体制の状況は社長に報告される。
各取締役は、取締役又は使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。
監査役は、取締役及び使用人の職務の執行について監査を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程等に従って文書または電磁的記録により適切に保存、管理を行う。取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスク管理委員会規程に基づき、リスク管理委員会を設置し、同委員会でリスク管理に関する体制、方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
内部監査室は、リスク管理の状況を監査するとともに、内部監査の実施によって損失の危険のある業務執行行為を発見した場合には、発見した危機の内容、損失の程度等について経営会議及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は月一回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
取締役会から委嘱された業務執行については、社長を議長とし常勤取締役、常勤監査役を主要なメンバーとする経営会議を毎週一回開催し、その審議を経て執行決定を行う。
組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により各取締役の担当、権限、責任を明確化する。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社と親会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するための監査体制を会計監査人とも連携して整備する。
関係会社管理規程に基づき、社長統括のもと、各担当部門が子会社に対する必要な業務の執行及び管理を行う。子会社との連絡・情報共有により、その状況を把握し、適時に協議・指示等を行う。監査役及び内部監査室が子会社監査を実施することにより業務の適正を確保する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会において監査役の職務を補助すべき使用人を求める決議がされた場合は、速やかに使用人を選任し、監査役の指揮命令のもとで、業務を補助する体制をとる。
7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、各監査役の同意を得る。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し報告を受ける。
監査役は稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人等にその説明を求め、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握することができるものとする。
取締役は、以下に定める事項について発見したときは直ちに監査役にこれを報告する。
1. 会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 2. 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 3. 社内規程への違反で重要なもの
 4. その他上記1～3に準じる事項
9. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、効率的な監査を行う。
監査役は、監査法人と情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を行う。
監査役と代表取締役は定期的に情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

以上